

# 「一川谷内郷豊澤山由来記」——解題と翻刻（一）——

森 本 浩 雅

## はじめに

本稿は、架蔵本「一川谷内郷豊澤山由来記」（以下「由来記」）の解題と翻刻である。この「由来記」は「一川谷内郷」の「藤木家」に伝來した「阿弥陀如来の尊像」の由来を説くものである。「一川谷内郷」は、新潟県中魚沼郡津南町大字谷内に該当し、同地には「由来記」に関連したいくつかの伝承が報告されている。本稿では架蔵本「由来記」の翻刻紹介とともに同地の関連伝承との関連を検証し、一地方縁起の成立過程を考察した。

## 一 書誌

装幀 写本一冊・縦27・8厘×横20・0厘  
袋綴じ・紙綻による仮綴じ・表紙も本文と同質紙を使用

料紙 楷紙  
外題 「一川／谷内郷 豊澤山由来記」と表紙中央に打ち付け書き。  
内題 「なし」

墨付き 三十四丁

本文 一丁 7行×11行・一行平均約20字・字高21・5厘。

句読点等無し。ただし漢語等には訓点を付したところもある。

なお、表紙の左下方には二行にわたって「谷内邑／藤木氏傳記」とある。また、1丁オモテから2丁オモテには漢文體の序に相当する一文が添えられており、34丁オモテにはこれと同文を記した本文とは別筆と見られる小紙片（縦4・1厘×横19・8厘）が綴じ込まれている。また、33丁オモ

テからウラには「天保十五年甲辰年弥生吉辰」の年号を有する跋文が添えられている。さらに32丁オモテには文治年中から天保十五年までの年歴を記した小紙片（縦26・8釐×横8・1釐）が貼付されている。

## 二 解題

### 1 架蔵本の梗概と構成

架蔵本「由来記」は、その跋文によると天保十五（一八四四）年に谷内の隠者「藤興安通」により「書作」されたものである。この「藤興安通」は序文中の「藤木安通齋」と同一人物と考えられる。

まず最初に架蔵本「由来記」の梗概をまとめるところによくなる。

### 架蔵本「由来記」の梗概

① 越後国魚沼郡谷内郷の豊澤山天上三社大権現本地の救世の阿弥陀如来は、もと法然上人秘藏の尊像であつたが故有つて弁慶に与えられた。その後この尊像は義経の奥州下向の際、弁慶から雲慶に与えられこの地に安置された。その経緯を古記に基づいて記す。

② 弁慶は出家後、真言不思議の秘法を極めるが世の乱れを治めようと決意し義経と君臣の契約を結ぶ。義経らは木曾義仲をはじめとし平氏一門追討などの功績をあげる

が頼朝の不興を買ひ、奥州の秀衡を頼み山伏姿に身を窶し都を旅立つ。

③ 旅の途中越後で弁慶は書写山での学友であった雲慶に邂逅する。弁慶は雲慶の口から主従の動向が他へ漏れることを怖れ、奥州まで同行させようとする。

④ その夜、義経は弁慶を呼び出し、韓信が陳倉道で道案内をした樵夫を殺害したという故事を引き、雲慶の殺害を命じる。弁慶は逡巡するが主命を背きがたく雲慶殺害を決意。

⑤ 弁慶は義経に殺害を命じられたことを雲慶に告げる。雲慶は即座にこれを承諾。弁慶は雲慶に法然上人から授かつた阿弥陀如来像を与える。

⑥ 海辺へ行き弁慶は雲慶の首を討つが雲慶は無事。二人が不審に思い尊像をあらためると光明を発していた。弁慶は雲慶に逃亡を勧めるが雲慶は海に身を投げる。

⑦ 海に身を投げた雲慶だが、一時に海が干涸となり死ぬことができない。これほどまで命が助かるのは尊像の思慮と雲慶は思い、靈地を求め市川谷内に里人と力を合わせ「豊澤山天上大権現 本地救世の阿弥陀」の一字を建立。自らは堂の下に坊舎を設け、ここを「下別當」とした。

⑧ 衣川での義経主従の最期を伝え聞いた雲慶は、尊像の靈験や安置の経緯を里人に語る。これにより尊像を信仰する人の数は十倍、土地の領主の祈願所となる。祭礼は

七月十六日から一七日の間、これを「市日」と呼ぶ。現在も「市道」という地名が各所に残っている。

(9) 元弘年間、新田義貞は千早城責めに参加するが帝への

反逆になると心づき、病氣と称し本国へたち戻り、大塔宮から朝敵追討の綸旨を受けとる。

(10) 義貞が綸旨を受けとったことを知った大井田遠江守は、新田勢への加勢準備をするとともに豊澤山大権現に戦勝祈願をし、そこで下別当に大傳吾、小傳吾という二名の早足がいることを知る。

(11) 翌日、この両名に早飛脚を依頼すると快諾。大傳吾は上野国新田庄へ走り状況を探り、義貞挙兵の日時を知るやすぐさま帰国。両名手分けし越後領内の新田勢に触れを廻す。その結果、越後勢は義貞のもとに一番に馳せ参じ面目を施す。早足の大傳吾・小傳吾両名はその後行方知れずとなる。人々は両名が天狗の化身であったのだと噂する。

(12) 義貞勢は北条高時を、足利尊氏は六波羅をそれぞれ攻め滅ぼし天下静謐となるが、まもなく新田足利两家の争乱が起き義貞は敗死、足利の天下となる。

(13) 新田氏一族の信仰を集めていた豊澤山天上大権現は社領が没収され上別当が破滅する。坊舎等は辛うじて残つていただが、永正年間に凶作・兵乱が続き火災も発生、一山悉皆焦土となる。

(14) 出火の三日前、阿弥陀如来の御堂がしきりに振動する。

別當法仙法印が確かめると尊像が紛失していた。別當は

豊澤山炎上の節に卒倒、頓死。これにより下別當も断絶。

(15) 天上権現の焼失と尊像紛失を知った里人は落胆。その翌日、御堂の松の樹上に光るものを見た。確認に行くと尊像が村長の懷中へ飛び入る。この後、尊像は藤木氏相伝の宝物となり、近頃は極めて信心の人を開帳されている。

この梗概を内容に沿ってまとめるところになる。

#### 架蔵本「由来記」の構成

第一：弁慶雲慶の邂逅と尊像の来歴と靈験譚……開山

(①～⑧)

第二：義貞挙兵に関わる天上権現の靈験譚……繁栄

(⑨～⑫)

第三：豊澤山破滅とその後………破滅

(⑬～⑯)

この構成に基づき架蔵本「由来記」の典拠・類話についてみると、第一の注1弁慶雲慶邂逅説話の典拠ははつきりしないが、第二の義貞挙兵に関わる靈験譚は『太平記』卷第十「新田義貞謀叛の事 付けたり 天狗越後勢を催す事」に沿つており、

架蔵本「由来記」は該当する部分を在地の新田氏系豪族「大井田遠江守」の動向に焦点をあて、天上山権現の靈験を説いている。

## 2 津南町谷内の関連伝承

つぎに架蔵本「由来記」に関連する津南町の伝承を紹介する。まず谷内の「天上山」にはつぎのような伝承があった。

昔、部落の東南の天上山山頂に、宮があつて、立派な堂が建ち、盛んなお祭りが行われていて、その名残が部落の大通りの中に「大門」という地名があるのだという伝承があり、今も道の側に梵字碑が残つている。

(注3)『谷内の民俗』

また大正八年刊行の『中魚沼郡誌』(注4)は、つぎに掲げる伝承を紹介している。

芦ヶ崎村大字谷内に、天上山といふ一丘あり、上に石の小祠を立つ、傳へ云ふ、往昔頂上に大なる権現堂あり、いと莊嚴を極めしが、何時しか衰へて、其の堂宇信濃國下高井郡小菅に轉じて、今猶參詣者の跡をたゞと、今天上山の周圍に、櫛宜坂、祓澤、御手洗池の地名を存し、又家號を大門と稱する所あり、又稍遠かりて祝部原、御所等の地名もあり、何等かの由来あるものゝ如し、或は

云々、大井田氏繁榮の頃、殷富の部落ありて、馬市さへ設けられし事ありと。

この天上山の小菅移動伝承を、大正末年編纂の『蘆ヶ崎村誌』(注5)は、

往古は、莊嚴なる権現堂ありて、いつのころか信州高井郡小菅村に移り、今の小菅権現是なり。

とより具体的に記している。また谷内に隣接する赤澤地区では、源平の争乱に敗れた平氏の公達に関連する伝承（「湧井の長者の伝」）では、「京より逃れる折りに守護神として奉ぜし権現様を、一時穴藤の洞穴に祀つたり、その後天上山「南山」に奉じ」たとし、

その後足利勢と新田義宗氏と戦い、新田勢破れたり天<sup>上</sup>山の権現様、戦勝の戦利物として市川勢信州小菅に持尊せり。戦中の折、谷内村みな焼かれ二〇〇戸家なくして、慘憺たり。権現様を持尊するに当たり、谷内村より守護講中として山伏とも四〇戸を連れ去つた。小菅の民家は吾先祖は越後国谷内村より移住する者なりと言伝えがある。

(注6)『赤澤部落誌』

とする小菅移転伝承を伝えている。

天上山と小菅権現の関係については後に述べるが、谷内には天上山とは別の寺社廃絶伝承が存在するので紹介する。

まず津南町大井平の曹洞宗太平山善福寺の開基伝承がある。

この伝承は「<sup>注7</sup>善福寺開基関係伝記」（藤木駒治家文書）として報告されている。

### 「善福寺開基関係伝記」梗概

① 谷内郷に龍池山泉秀院という真言宗の七堂伽藍を備えた大寺院があつたが、永正四（一五〇七）年に上杉・長尾両家の戦火にて焼失。再興を計るも世上混乱のため叶わず廃絶。

② 文禄四（一五九五）年、村長藤木治良左衛門らの長年の志願により龍池山再興が本山より免許される。だが就任予定の住持が急死し再興は頓挫。

③ 翌年、この話を耳にした松之山観音寺五世南州<sup>惟</sup>惠薰が

曹洞宗寺院の開基主となることを藤木氏に懇請。当初は真言宗であるからと要請に応じなかつたが、再三の南薰の説得に応じて大井平での寺院建立に承諾。同氏が秘蔵してきた旧泉秀院の聖観音を本尊として善福寺が開山された。

この伝承では「龍池山泉秀院」なる真言宗寺院の廃絶を伝えていたが、これとは別に「龍藏寺」なる寺院が存在したと

する伝承もある。「龍藏寺」伝承は、谷内の「龍ヶ渕」と呼ばれる名水が湧く池のほとりの龍ヶ窪神社（「龍王社」）に関する伝承である。

### 「龍王権現由来記」梗概

① 天竺<sup>二</sup>韋提希長者鎮守である熊野三社大権現のみたらせに住んでいた龍王は他の神々とともに我が国の伊勢松坂に渡り住む。

② その後、世上人心の乱れを憂い、さらに清浄なる地を求めて別当の龍藏寺とともに谷内に移る。土地の長者が七堂伽藍を建立、谷内は繁華の地となる。

③ その後大凶・疫病が引き続き人家減少、一山衰微。

④ 時を経て人家増加するも、靈池で在るとは知らず不淨を為すもの多く、これを憂い龍王が顯現し村人にその由来を伝えた。

また「<sup>注9</sup>藤木家系譜書並藤木家由緒」（藤木家文書）では、

龍王池の鎮守弁財天は、大師空海の作にて、世ニ稀成る靈像、先祖盛の時守護神なり

ともある。

このように谷内の関係伝承を見ると、架蔵本が「開山→繁栄→破滅」と一山の開山から破滅までの首尾一貫した伝承を有しているのに対し、谷内に伝わった天上山関係の伝承は「繁栄→破滅（移動）」の構成となり、開山に関わる部分の縁起を欠いている。また「善福寺開基関係伝記」は、善福寺開山の経緯を極めて合理的（事務的）に説くものの、それ以前にあつたとする「龍池山泉秀院」なる真言宗寺院の開山伝承を欠く。これに対し龍ヶ窪の「龍王権現由来記」は、龍王の出自を「天竺<sup>注10</sup>韋提希長者鎮守の熊野三社大権現のみたらせ」とし、伊勢松坂から谷内へ渡り住むとする開山伝承を有し、「開山→繁栄→衰退」の構成となっている。

龍王池（龍ヶ窪）

の鎮守を空海作の弁財天像とする「藤木家系譜書並藤木家由緒」の伝承をあわせ考えると、「龍王権現由来記」に登場する「龍藏寺」も「龍池山泉秀院」と同じく真言宗の寺院であった可能性があり、谷内に伝わった寺社廢絶伝承には真言宗寺院と熊野信仰が関わっていたと推測することができる。

寺」とよばれ、役行者が摩多等神（馬頭觀世音）を筆頭に熊野、金峯、白山、立山、山王、走湯、戸隠の権現を祀ったとする開山<sup>注10</sup>伝承を持つ。この小菅権現の伝承と天上山の伝承は、両者がともに熊野信仰と真言宗系修驗の影響を受けていたという共通点がある。

まず谷内の伝承であるが、谷内に真言宗寺院の廃絶伝承があることはすでに紹介した。また架蔵本「由来記」は「天上熊野三社大権現」、現在の谷内の鎮守が「熊野社」、「龍ヶ淵」の龍王の出自は「天竺<sup>注11</sup>韋提希長者の鎮守熊野三社大権現、そのみたらせ」とあり、いざれも熊野信仰の影響を見ることができる。

次に小菅権現の伝承であるが、小菅山<sup>注12</sup>一帯は中世に京都禅林寺（若王寺＝新熊野神社）の支配を受けており、その関係は武田信玄の小菅侵略まで続き、この間に熊野信仰の影響を受けたものと考えられる。また真言宗修驗の影響は、小菅権現の神宮寺であった元隆寺發心坊大聖院が廃寺当時に真義真言宗であったこと、慶長五年の別當大聖院澄舜の「信州高井郡小菅山元隆寺略縁起」が弘法大師の小菅山登山説話を収録していることなどに見ることができる。

最後に天上山と小菅権現の関係について述べる。天上山の権現が下高井郡小菅に移動したという伝承が谷内にあることは先に紹介した。下高井郡の小菅権現とは飯山市小菅の小菅権現のことであり、戸隠や飯綱とならぶ北信の山嶽修驗靈場である。この小菅権現は「小菅山八所大権現」・「小菅山元隆

### 3 天上山と小菅権現

最後に天上山と小菅権現の関係について述べる。天上山の権現が下高井郡小菅に移動したという伝承が谷内にあることは先に紹介した。下高井郡の小菅権現とは飯山市小菅の小菅権現のことであり、戸隠や飯綱とならぶ北信の山嶽修驗靈場である。この小菅権現は「小菅山八所大権現」・「小菅山元隆

寺」とよばれ、役行者が摩多等神（馬頭觀世音）を筆頭に熊野、金峯、白山、立山、山王、走湯、戸隠の権現を祀ったとする開山<sup>注10</sup>伝承を持つ。この小菅権現の伝承と天上山の伝承は、両者がともに熊野信仰と真言宗系修驗の影響を受けていたとい

ことを示しており、架蔵本「由来記」の中で大井田氏のため

に奔走して姿を消す、二名の「天狗」の化身の姿を重ねあわ

すことができる。この「飛んで移動する神」の性格は、<sup>注14</sup> 飯繩

権現にも見ることができ、飯繩・小菅・天上山の伝承関係を

さらに考察する必要がある。また小菅権現と天上山の伝承が類似した要因としては、熊野や真言系修験などの影響のほかに、両者がともに千曲川水系の越信国境に位置したという地理的要因や、中世豪族（市河氏など）の動向などが考えられ、あわせて考察する必要がある。今後、関連伝承の周囲をさらに詳しく検討し、これらの伝承成立過程を明らかにしたい。

### 三 翻刻

#### 翻刻凡例

翻刻にあたっては原本に忠実なることを考え、ルビ・仮名づかい・誤字等もできるだけそのままにした。ただし通読の便を考え適宜句読点を補い、また助詞の「之」「乃」「而」などは「の」「の」「て」のように改め、本文中の割註は「」に入れて改行箇所を「」で示した。また序跋の漢文については原本の改行箇所を「」で示した。

(翻刻)

一川 谷内郷豊澤山由来記  
イチカラ タニウチノゴウハウタクサンヨライキ

谷内邑  
ヤチムラ

藤木氏傳記

(表紙)

藤木安通齋持倭文一巻／請レ余為之序余祝之樓々／乙未越後州魚沼郡谷内邑豊澤山天上熊野三社大權／現本地阿弥陀如來六百有（一・オ）餘年之來歴而其所取載／依古來世傳之說也蓋雖／書籍屬更焚則不免有／訛謬而況世傳之說乎不知此書或有陷迂説之訛不然（一・ウ）安通好古之篤直依古來世傳之説而書之以應童／蒙之需語曰信而好古余／有感于此也因冠一言云 弘化三丙午仲夏 浪士題（2・オ）

夫、越後國魚沼郡〔往古ハ号ス／津張郡ト〕谷内郷、豊澤山天上三社大權現の本地、奥の院本尊、金像救世の阿弥陀如來の由来傳記を委く尋るに、昔時、京都黒谷法然上人〔淨土宗ノ開山源空ノコトナリ／後チ元禄十圓光大師ト賜号ス〕秘藏の尊像ニテましくけるに、故有て武藏坊弁慶に付属し給ふ。又、其後、武藏坊主君義経公の御供して奥州下向の節、越後の濱邊ニテ学友雲慶ニ與ふ。雲慶、始て尊像を此土に（3・オ）安置す。其实跡を古記に押基つきて著述する事しきり。  
抑、武藏坊と申ハ、若年にして入釈門、身を雲州鰐渕山に寄せ、常に学業無怠、終に真言不思議の秘法を極め、禁誠堅

固達道の沙門なりしが、時乱世にして、上ミ帝王の震(マ)禁(マ)を奉惱、下モ萬民塗炭の苦み有事目前なりければ、深く愁之ヲ

(3・ウ)、「今此乱逆を切伏せ、一天静謐に治るものならば、是に過たる善道有まじ」と思慮し、「倩、古今を考見るに、

智仁勇の三徳兼備の大将に無くしてハ容易く難治メ。併、異国と違ひ日本は、從昔、源平藤橘の末葉の名将ならでハ士卒

の信腹(4・オ)難斗。如何様、右四性(マ)の内、能き大将有

之におけるてハ、我沙門の身なりといへども、國土のため一度志を飄、武門ニ我、其臣下となつて一心の覚語(マ)を極メ、忠勤を励し、ともに朝敵をほろぼし、一天静謐のもといをなさん」と(4・ウ)、竊(ヒソカ)に明主を尋、普く世上を窺けるが、其

頃未夕若年にてましませ共、征夷大將軍源の義朝の末子牛若丸、後に副將軍五位上、九郎判官源義経公、此君賢智秀才の大將なる事を聞出し、夫ヨリ都ニ上り、五条の橋、辻斬(イツキカシツキ)二事寄、道參會、成君臣之契約、朝夕不去御前ヲ奉(イツ)二師(シキ)傳(タテ)、

其忠節拔群なる事他に異なり(5・オ)しかば、君の寵愛不レ浅、故臨(カルガヨイ)戰場(マサニ)、無レ不(云コト)勝。先ツ誅罰木曾義仲ヲ、續て平家の一族を悉ク攻亡し、無比類御勝利なり。

然るに御大將義経公、如何成先世の業縁にや。御兄君右大將頼朝公の受御疑(ス)、鎌倉中江御帰館不相叶。剩、京都堀川の御館夜討被下、追々御没落したまゝ、依之、五機内其外國々(5・ウ)共、都而関西の御住居不(ス)易(ヤスカラ)。實も文武二道の名將、時運(トキウン)とは乍申、一身を無置所、御付添のもの逆ハ、弁慶

を始として七八人ニハ不過けり。種々御心を惱し給ふこそ理なり。

時ニ義経公、御前エ弁慶を始、御付添の人々を御召有て、君被仰出ける。「是、我等只今の身の上、皆々知所なり。此上ハ奥州エ下向し、秀衡エ便りを求め、於彼地ニ、暫時節を待ツ外無之。併、此姿ニテハ遠路ノ義、數(6・オ)ケ所関守等を欺き通に可為難混。此義如何」と評定有ければ、其時武藏坊申けるハ、「夫ニこそ究竟の術(チタチ)あり。熊野山伏、湯殿山羽黒山エ参詣の姿ニ形を替ひ、笈を背負出立時は、全く無難ニ奥州迄下向可致」と申けれハ、各是に一決し、関東下向の用意にこそ懸りけり。

去程に、時世とは乍言、流石文武二道の名将源義経公、自ら山伏姿ニ御身を(ヤツシ)俏給い、十月に満し懷妊の御臺(6・オ)もろ共、武藏坊を始御付添の人々ニ誘れ、百里に餘る陸奥さして、出立給ふぞあわれなり。

夫は扱置爰に亦、名を雲慶とて、諸国修行の僧あり。出生ハ播磨國ニて、過し頃佛學為修行、同國書寫山に在し時、弁慶と同門の因(チナミ)を結び、暫く交り、互に面眞見覚の有ものなりしが、近頃源平兩家の争にて、上方ハ一圓に物騒ニ変折柄故、住居心憂し連、越後國エ立越、修行の身なれば何地を(7・オ)住所と定めもなく、爰に半年、彼所ニ壹年、同宗の寺院を邊暦してありけるが、不圖西濱にて、彼の奥州下向の方々ニ行合、皆々山伏の姿なりければ、実の山伏と心得、

雲慶ハ笠を片向すれ違に通りけるに、如何したりけん、弁慶

か持たる手杖の先き、雲慶か衣の袖ニ懸り、互に是を抜はら  
わんとて不斗面を見合けるが、雲慶思ふ様、「弁慶は源家義  
経公無二」の随臣と聞ければ、ケ様の姿ニて可立様なし。廣き

世界ニハ、能々（7・ウ）顔容ちの似たる人も有ものかな」と思ひ、挨拶延引す。

然に武藏坊、思慮しけるは、「是、雲慶に相違なし。若此  
併放やり、我々が實跡外エ漏れ聞よる時は、是迄の千辛万苦  
も水の泡。所詮有し次第を物語し可申。定て、彼ハ當國より  
奥州迄の地利も能知りつらん。暫くかれを道の案内者と致も  
のなれば、却て一つの幸ひなるへし」と心を決し、「汝は書  
写山の学友、雲慶にてはなきや」と申ければ、雲慶ハ「扱は  
先ヨリ目利の通り、弁慶（8・オ）ニ疑ひなし」と思ひけれ  
は、「御尋の通りなり、貴方ハ弁慶ニて有けるか」と言わん  
と思ひ、弁を言出すや否や、手ニて雲慶が口を塞ぎ、「音高  
しく。此節の事、若外エ聞ゆれハ大なる災なり。久々の對  
面、我等身の上の義ニ付、種々物語り致度事もあり。今晚は  
是非に同宿いたし呉かし」と更に他事なき頼にぞ、雲慶も暫  
し猶豫しけれ共、流石弁慶ノ頼、難隨止を思ひけん、答ける  
は、「我も、當國に邊暦する事數年なりといへ共、未だ  
(8・ウ) 定たる住所なしと乍申、同宗の寺院懇志の情けに  
て、今日迄何不足是無く光陰を送りけるが、今般宗用有て、  
上方エ登る折柄なれ共、御勧に隨ひ、今晚の御泊り迄御同伴

申へし」辺、夫ヨリ兩人打連てこそ急きける。

やゝ有て、君に追着し頃は、最早日も夕陽に傾きけれハ、  
其邊の在家を尋ね、棟門廣竊なる所を撰み、其日の御旅館に  
こそ定めけり。

暫有て、夜に入、人静て、弁慶を御前エ被召御尋ありける  
は、「今日、道にて其許（9・オ）ニ對面の僧は、如何成も  
のニて有けるそや、不審さよ」と御詫有ければ、弁慶御答には、「其儀ニ付、早速御伴ひ、可申上存念ニ御座候処、定て、  
今日は濱邊砂道ニて、格別の御疲れと愚察仕、暫く御休足の  
上と差扣罷有り候処、君ヨリ先達て預り御尋問ニ、恐入て候  
也。彼ハ、生國播州のものニて、名を雲慶と唱候沙門ニて、  
先年某為學業、同國書写山の学寮ニて、暫く同居致候ものニ  
て御座候。然ル処、今日不思儀の袂ニて對面ニ及び、彼顯然、  
某か面駄見覚（9・ウ）の有もの故、其併相放ち、若我等身  
の上他エ漏しもせんか。然ル時は、是迄憂艱難経たるも皆僻  
事と存、奥州迄召連れ可然か。勿論、當國の地利は能く存し  
たる様子ニ付、案内者に致すものなれば、却て君の御為と存、  
是迄同道致たる」旨、具ニ申上けれハ、君御氣色を損し給い  
仰有けるハ、「不可也」。尤、是迄召連し事は感シ入所也。  
乍去、案内者の儀ハ、堅く無用。彼、當國に數年住居の  
ものなれハ、知る人数多（10・オ）あるへきや。然ハ、我々  
か身の上、彼ヨリ漏るハ必定なり。韓信は張良が勧めに寄、  
楚を背き漢にくだりし時、陳倉の閑道を経て、蜀の国エ行け

るが、極山中の道と言、殊更初て通る道なる故、甚た心氣を惱す折柄、壱人の樵夫ニ行合、是天の助け也と、追々道の次第を聞取、是ニテハ蜀の國エ到らん事心安しと、樵夫ニ別れ走りけるに、何んと思ひ付けるは、『我、樵夫の教しによつて道の程ハ知たれ共、跡ヨリ追手の来るは（10・ウ）必定なり。追手のものエ樵夫、我が此閑道より蜀へ入たるを告げ知する時ハ、我如何して害を遁るへし。誠に道ならぬ事ながら、大事の前の小事なれハ、樵夫を殺し跡を裁に不如』とて、彼樵夫を呼戻し、只一刀に斬殺し、死骸を埋み、急き其場を去り、無程蜀の國に馳行、漢に仕ひ、興劉破楚の大元師(マサニ)と成て、終にその項羽を亡し、大漢四百年の基業を成就したるは専ら此韓信が功なり（11・オ）とかや。今日、汝、雲慶を得て、當國ヨリ奥州迄の道筋を尋聞たるも、彼の韓信が陳蒼道にて樵夫に逢しに等しからすや。早速、今夜の中、彼僧を人知れず失い、後の愁を可絶。早、疾々、其用意可仕」と有ければ、弁慶重て申上けるは、「嚴命奉畏候得共、彼僧は、我昔し書写山同居の折柄、粗心底も存候ものニて、譬身命ニ抱る事有之とも、不實の儀は不仕ものとのよし」御宥免、御諫言申上ルといへ共、君、更に御宥免の御氣色もなく、暫く有之（11・ウ）、被仰出けるは、「我等、奥州迄不着内ハ、実ニ大切の場所也。只々、彼僧ヨリ、他エ漏れん事を不安思ふ而已」と斗りニて俯き給へハ、弁慶御心を察し、暫し落涙致しける。

斯て可有事ならねば、武藏坊、「何ん」と覺語を極め、申上ける。「是、御上意、早速御請不申上段、重々不忠の至。我れ愚に落入、今又、後悔千万也。此上ハ、今晚中、人不知、僧を片付後患を免れ申べし」と潔く言上致けれハ、君早くも居直り給へ、「出来たりく。賢なるかな、武藏坊。忠成（12・オ）哉、弁慶」と、御褒美あり。

夫ヨリ、弁慶ハ御前を立退、次の間の壁に向ひ思慮しけるハ、「我、今、無科雲慶を殺害する事は、信以て情けなきに似たれとも、君の嚴命なれハ無拠儀なり。乍去、彼ニも悉く譲者(マタニ)のさゝいニより、御兄弟の御中不和と成、不被入鎌倉中エ、其外、上方并、西國の御住居難叶、人目を（12・ウ）御忍ひ有て、斯山伏姿に御身をやツし、奥州エ下向の途中、今の御身の上、他エ漏るゝ時は、実以風前の燈火なり。今日、貴僧、弁慶か縁につれ、主従共御身ニ被見留し上ハ、御身ヨリ他エ顯るゝは必定なりと御疑ひ懸り、今宵の中、早く御身を不人知殺害せよとの嚴命。乍去、弁慶は貴僧の誠心能く知たる故、助命の義、種々雖相宥と、更に無御許容。適々逢し明(明の誤カ)友と言、科なき人を殺害せん事、実ニ無本意候得共（13・オ）、何事も前世の業と諦めて、覺語(マタニ)の上、弁慶に一命を給ハれかし」と利非分明ニ申ける。

雲慶少も驚く氣色なく、快然として答ひけるは、「扱々、

新らしき事を申御仁かな。出家ハ一度此世を捨たる身分、只臨終の正念こそ大事なり。かく事を分ケ申さるゝ上からは、只念佛一遍にて我覺語<sup>(マ)</sup>は極るなり。任仰、一命を進上致間、疾々我首を刎給へ。殊ニ、其元は義経公の臣下、身共は出家なれ共、御身の信友。矢張、義経（13・ウ）公の臣下同前。身か一命を以て、君御安慎有時ハ、義ニ依ては、無此上悦なり」と答るにぞ。

弁慶も、僧か只今、「念佛一遍ニテ覺語極る」と言に心付、肌に懸たる一物取出し申けるは、「忝も此尊像は過し頃、我故有て、京都ニテ、時の名僧源空法然より、念佛称名諸共に授け給わる所ニして、世に難有、希代の宝物。為我ニハ大切成守り本尊なれ共、只今御身の誠心を感じ、弁慶無此上満足と存る也。依之、聊報恩の印、此尊像（14・オ）を進セ候間、尊像の御供して、九品の淨土へ往生せらるべし」と渡せば、雲慶禮拝して是を受納し申けるハ、「誠ニ以、御芳志忝存候。此尊像こそ、西方淨土の御迎也。尤、此所ニテ相果候ハ、死骸の片付六ヶ敷からん。海邊、浪打際エ可参」迪、弁慶を連立行。

此如海邊の村なれ共、浪打きわ迄凡式町斗り隔ケルが、砂原を雲慶先ニ立、逸散に馳着、彼尊像を二度押戴き、西に向ひ「南無阿弥陀佛」と十編打唱ひ、弁慶ニ向、「覺（14・ウ）語<sup>(マ)</sup>宜敷候間はや打給へ、疾々」と、首差延し、勇美て有様に、流石の武藏坊も感心せしも理りなり。

夫より、弁慶、心静かに立直り、用意の一ト腰すらりと抜き放ち、「然ハ、御芳志可給」と立上り、「南無阿弥陀佛」ノ音<sup>(コイ)</sup>諸共首打落し、刀を鞘に納めしが、不思儀なる哉、運慶が身は無恙。聲をあらけ、「弁慶、何とてをくれたるそ。早く討れよ。覺語<sup>(マ)</sup>はよきそ」と言けるにそ、弁慶も打驚きツ、亦恐れツ、差寄て申けるハ、「御身を（15・オ）只今慥ニ討たるに、恙なきこそ不審なれ。無罪して、殊に感心なる御身故、如來大悲の御救か。又は、御身代りに立給へるにてや有りやせん。尊像ニハ別事なき哉、早く改め見給へ」と心をツくれば、雲慶心得、懷中を少し明れハ、大悲の光明矢のことく放ち給へハ、兩人驚き、早くも懷中閉てげり。

斯て、弁慶申けるハ、「君の御前も某よきにはからい可申。御身は早々、いつ地エ成共立のき給へ。疾々」とすゝむれど、雲慶少しも（15・ウ）不動答しは、「いやく、さにあらず。我、此儘命なからい有時は、他ヨリ漏ても、君義経公の御難儀と成事出来るものならハ、皆雲慶か不實ものニてなす業と、御疑のかゝるは必定なり。一旦覺語せし此雲慶、いきなからいる所存聊なし。さらハく、さらハ」と言捨て、浪打きわヨリ大海エ、ざんふと身をなげしつみけり。

武藏坊も此上ハ、いかんとも可行術なく、定めて君の御待兼と心付、急旅宿エ馳帰り、僧の事、竊に君エ申上、外へ出す（16・オ）なもらさじと、君臣契約致して、旅寢の床に伏給ふ。此事、君臣式人の他、知る人更になかりけり。

然ルに、雲慶ハ義を重し、懸替なき一命を捨んとて、大海の水底へ自ら身投げをしけれ共、如来大悲の御救ニテ、水一滴も口エ不入、如何にしても死る事不能。剩エ、其近邊凡百間四方、暫時の内に干潟と成けれハ、只砂原に昼寝を致せしことなり。雲慶ハ、夢の覚たるこゝちニテ、ツくく思ひ廻しけるにハ、「我、是程に迄心を尽す（16・ウ）といへとも、死地ニ入事叶さるハ、懷中の尊像深き御思慮の有ならん。我壱人の命を救給ふ斗りの小さき事ニテハ有まじ。雲慶、此土に止ツて、尊像を守立、有縁の衆生を悉く善道に趣かしめん為の奇瑞成ベし。我、必ず靈地を求奉安置シ、誓て可應佛意の冥慮。難有く」と起き上り、濡れたる衣装をしぶらんと見るに、水一滴も不染。奇異の思ひをなし、夫ヨリ足に任せ、三里程夜道を馳りけるに、身心共ニツカレ（17・オ）けれハ、人家エ立寄、一宿を乞請、食事杯相済、其夜は心置なく休みけり。

扱、翌日宿所を立道すから思ふ様、「ケ様の靈佛ハ、繁花の地ハ却て不宜。山中物静なる所可然」杯、種々心を配りけるが、最上の靈地こそ思ひ當りたり。「我、先年、信州善光寺ヨリ當國エ入し時、市川谷を下りしに、たにうち谷内ノ郷、豊澤山エ登山したる事有。此山こそ、極最上の靈地なり。彼地に安置を可定」とて、夫ヨリ只壱筋に心を極め、谷内ノ本郷（17・ウ）さして急きけり。

程なく靈地に到着し、里人と心を合せ、彼山上に早速一字

を造立シ、豊澤山天上大権現の本地、救世の弥陀と尊敬シ、夫ヨリ雲慶法印は、御堂の山下ニ坊舎を建て、朝夕参勤無怠リ、此所を下別當と唱ひけり。

去ル程に、雲慶法印里人の力を以自らの望みは達しけれ共、「去ル頃、濱邊ニテ不慮の別れを致しける、義経公や弁慶の身の上如何なりし」と、世上の取沙汰聞けるに、「奥州迄道中無難ニ到着し（18・オ）、一旦ハ秀衡の情ケに依て一城の主となツて、主従堅固に有けるが、秀衡死去の後、秀衡の子息兄弟謀反を起し、鎌倉の討てと共に内外ヨリ攻メ戦ひ、多勢ニ無勢、終に不叶。義経公、弁慶とも共に、衣川と言所ニテ潔く討死し、亡ひ給へしよし」密説聞へけれハ、「死地ニ入らんと覚語を極し我ハ活命し、無難ニ別れし武藏坊、我に先立死せんとは」と云て、暫し愁腸及ツ、「何もそも、前世の業とハ乍申、我活命せ（マシ）い事ハ、偏ニ（18・ウ）尊像の御恵みなり。其難有、始終の謂れ、是迄胸に秘したるは、義経公弁慶の御為を思ひし事なるが、斯亡ひ給へし上からは、有し次第を逸々に披露し、苦しかるまし」と、夫ヨリ里人を集、越後の濱邊にて弁慶ニ逢、義経公の御疑を請、武藏坊情けニテ尊像を與られし事、并、浪打際にて刀難御救の次第、其外入水の節、干潟と成て活命の始末、レイケン靈驗有し事共、詳らかに物語り致ければ、夫ヨリ尊像の敬ひ（19・オ）以前に十倍し、聞傳く、「我先き利益にあづからん」と諸人の群參夥し。

抑、「神は人の敬ニ依て増威を。人ハ、神の徳によツて添運ヲ」とかや。本地阿弥陀如来、垂跡天上大権現、和光を照し給へければ、一切衆生、一世の諸願満足せずといふ事なし。

依之、無程、領所<sup>主</sup>祈願所と成、社領御寄附の御沙汰有り。実ニ繁昌の靈場ニテ、毎年祭禮ハ七月十六日ヨリ一七日の間なり。是を「市日」と唱ひ（19-ウ）、参詣の諸人、御山エ直ク道ヨリ通路し、其道ヲ市道と唱ひし由。依之に、今諸方に「市道」と申名所數ヶ所有。

## 注

注1：弁慶運慶邂逅説話の出典は不明だが、韓信が陳倉道にて道案

内をした樵夫を殺害した話は『通俗漢楚軍談』卷之五「韓信問レ路殺二樵夫」（石川核 校訂・有朋堂文庫・大正2）に見える。また新潟市松崎の藤戸神社には、道案内をした村の娘を弁慶が斬って過ぎたとの伝承がある（新潟市編・『新潟市合併町村の歴史』第三巻・「第三章・大形村の歴史・第一 江戸時代以前・（2）松崎の義経伝説」・昭和55年3月）。

注2：流布本系の慶長八年古活字本を底本とする新潮日本古典集成『太平記』（山下宏明校注・昭和50年4月）を參観。

注3：『一津南町文化財資料—谷内の民俗』・新潟県立十日町高等学校地歴クラブ編・津南町教育委員会・昭和35年11月発行。

同書は「谷内の鎮守は熊ノ原にある熊野社であり、この熊野社は以前は天上山の山頂に宮があつた」（「谷内の概観」4頁）との伝承を紹介しているが、同書の「農業暦と農耕儀礼・七月・天上山祭り」（柳美津子・三一頁）では「天上山の祭礼がはじ

まつたのは新しい」とした上で「この権現さまは、信州の小菅へ飛んだ」との別伝も紹介している。熊野社については『中魚沼郡誌』第六編神社佛閣（四百三十頁）では「創立年月不詳、文化元年焼失して再建す」ともあり、同じ谷内地内でもその伝承に混乱が見られる。

注4：『中魚沼郡誌』第十五編 参攷・1420頁・大正8年12月発行・中魚沼郡教育会編・昭和48年復刻発行・中央出版。

また同書では同内容の伝承を第七編・名勝古蹟（六〇一頁）・権現堂遺蹟に収録している。

注5：原本は大正年間にまとまられた肉筆一冊。津南町文化財資料第六として昭和37年に複製発行されたものを參観した。

注6：『赤澤部落誌』・赤澤部落誌編集委員編・昭和59年・赤澤部落発行・「七、史跡伝説・4涌井の長者、その他（273頁）」。

注7：『津南町史 通史編 上巻』・津南町町史編さん委員会編・昭和60年9月・津南町役場・「第3章中世・中世の寺院 池山泉秀院」（181頁下段）。

なお津南町出身の石田吉貞氏は、昭和59年11月に「津南および秋山の歴史」と題し谷内・赤澤の廃寺伝承を平家の落人伝説と関連つけて講演されている。この時の講演記録は、文学博士石田吉貞博士顕彰記念誌「若き日の為に」（石田吉貞先生顕彰会編・平成5年8月）に所収されている。

注8：龍ヶ窪神社拝殿に掲げられている額による。参考のために全文を掲載する。

龍王大権現由来記  
抑々龍王の系図を尋るに昔天竺韋提希長者の鎮守熊野三社大権

現、そのみたらせに相住み候龍王なり、天竺<sup>ニ</sup>に在すこと、高代記により凡そ七千年、縁ありて神々共に日本國へ渡り伊勢の松坂に止る事聖代記まで凡そ二千五百年、世の転変衰盛度々にて人心深慮に叶わず、右神々並に別当龍藏寺と共に此地へ來たる也、其の頃、当所は深山幽谷にて人家未開の清淨たる靈地にして、流水西に赴き、東は瀧沢の清水、穢れ不淨も拂い沢山の砦を登れば天上の丸山は遠隔も見え、古木老松草花の緑、洵に権現の靈地にして、池の立石より出する清水満々たる、依つて水石の辨天と尊称し、龍王の本地権現のみたらせ、我が住家なり、神代記凡そ二千五百年、この地を守り、中古より段々人家開けて里地となる、池の流水、東へ取り、用水、三方に分つ、郷土の長者、七堂伽藍を建立して、繁花の地と成ること凡そ五百年、別當龍藏寺は法力他に優れ、信心勤行怠りなくこれを守護す、益々盛んなること都に等し、その後、大凶引続き、悪病はやり近辺残らず、大破に及ぶ、世の改変度々なれば、この所の家数ようやく三軒と成ること三度なり、今亦、少々開けて、かくの如し、当世は昔と違い、人心かざしく疑い深く、氣魂劣り、龍王おさむるところ権現の社木等ど迄で切り荒し、牛馬の草場となし、穢れ不淨も厭わず、神水の恩も思わず、神罪を蒙るあいだ、この訳、別當ならびに所の重立へ達し、早々青木を植え付け昔の如く、末々穢れぬようなすべし、願くは我が系図に仕り、氏子は平日信心、祭祀あるべし、龍王顯現して一万七年の間天地古今の不思議、この卷物に記すところ中々凡夫に説き尽しがたく、示すところあらあら謹しんで神勅疑ひなく信心あるべし

嘉永六年六月廿三日夜 内山四代梯吉 寫

右の文は龍王大権現の由来についての古書を嘉永年間内山家四代梯吉なる人が寫したもので、いま謹しんで之を校訂、淨書し、龍王大権現寶前に捧げるものです

昭和六十一年二月吉祥日 善光寺沙門 光田 謹寫

注<sup>9</sup>：『津南町史 通史編 上巻』・津南町町史編さん委員会編・昭和60年9月・津南町役場・「第3章中世・大井田郷」（145頁下段）。

注<sup>10</sup>：小菅権現に関する縁起には、天文十一年の年号を持つ「信濃國高井郡小菅山八所権現並元隆寺由来記」と慶長五年の「信州高井郡小菅山元隆寺略縁起」があり、『瑞穂村誌』（昭和14年2月・瑞穂村）第二十一章第八十一節古文獻類（1）古文書にて翻刻紹介されている。

注<sup>11</sup>：『飯山市誌 歴史編 上』・平成5年3月・飯山市誌編纂専門委員会編・「第2編中世第五節小菅神社の成立と変遷」（356頁～358頁）。

注<sup>12</sup>：注10参照

注<sup>13</sup>：『飯山市誌 歴史編 上』・平成5年3月・飯山市誌編纂専門委員会編・「第2編中世」（297頁下段）。

注<sup>14</sup>：小菅権現と飯綱権現の関連は、小山丈夫氏が「飯綱権現の姿を説いた最古の文献は天文十一年の『小菅山由来記』である」（「北信濃の山岳修験と修驗道」・『修驗の里 奥信小菅 修驗道と飯山』・平成15年9月・笛本正治監修・長野県飯山市編・ほおづき書籍）と指摘している。